

1. 防火管理制度

● 防火管理

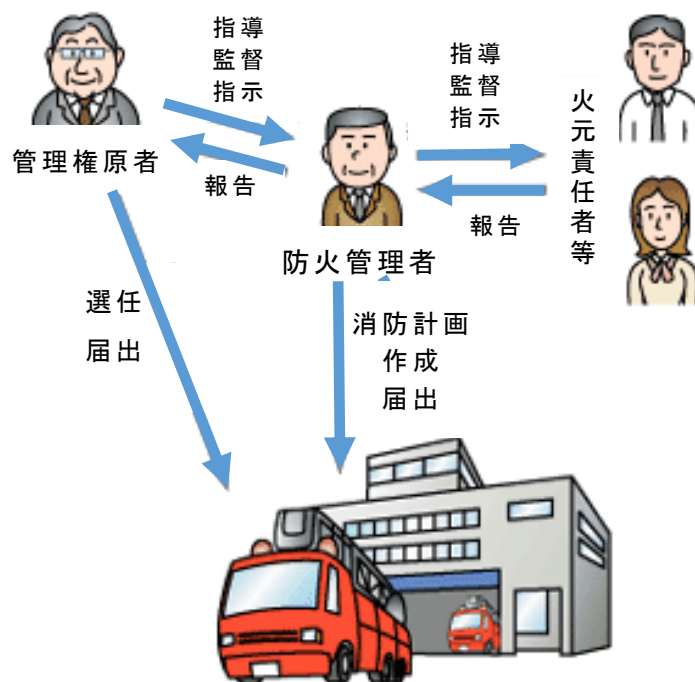
防火管理とは、火災の発生の防止と火災の被害を最小限に止めることを目的として、「普段、誰が何をしたらよいか」、「万一火災が発生した場合にどうしたらよいか」を**消防計画**に定め、日常の火気管理や避難施設の管理、消防用設備等の維持管理、火災に備えた消火訓練や避難訓練を行うものです。

建物所有者や各テナントの**管理権原者**は、**消防法**により防火管理者を定め、防火管理にかかわる業務を行わせなければなりません。

★**管理権原者**とは、次の要件を満たし、防火管理業務上の正当な権限を持つ者をいいます。

- 建築物の増・改築、避難・消防用設備の設置と維持管理の権限を持つ。
- 事業所の社員・従業員の人事や労務上の権限を持つ。
- テナントなどの場合、テナント内の什器や備品などの設置や管理の権限を持つ。

防火管理の体系



過去の火災事例をみると、火災発見の際の初動対応の不手際、防災設備の不備や維持管理の不適切などから火災が拡大し、被害が大きくなってしまいうケースがあとを断ちません。中には、管理権原者や防火管理者に対して防火管理業務の不履行から刑事責任を問われた事例もあります。

私たちの安全を守るためには、防火管理の重要性を認識し、防火管理を徹底していくことが極めて重要なことなのです。

《 消防署への届出・通報 》

○届出

- ・管理権原者が、防火管理者を選任又は解任したとき
- ・防火管理者が消防計画を作成したとき、又は内容に変更があったとき

○通報

- ・消防計画に定めた、消火訓練、避難訓練を実施するとき

● 防火管理者の選任が必要な建物

用途及び建物内に居住・勤務する人や出入りする人の数(収容人員)によって定められています。(消防法第8条・消防法施行令第1条の2)

※建物全体での収容人員で、テナントごとの収容人員ではありません。

■収容人員が30人以上	■収容人員が50人以上
<p>特定防火対象物</p> <p>劇場や百貨店、旅館、ホテル、病院など、不特定多数の人が出入りする特定防火対象物は、火災発生の際の危険も大きいため、収容人員が30人以上の場合に防火管理者を選任しなければなりません。(消防法施行令別表第1に掲げる6項口、6項口が存する16項イ及び16の2項は除く。)</p>	<p>非特定防火対象物</p> <p>図書館や工場、駐車場、倉庫など特定防火対象物以外の防火対象物(非特定防火対象物)は、収容人員が50人以上の場合に防火管理者を選任しなければなりません。(消防法施行令別表第1に掲げる5項口、7項、8項、9項口、10項から15項、16項口、17項)</p>
■収容人員が10人以上	
<p>老人短期入所施設など火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模福祉施設は、収容人員が10人以上の場合に防火管理者を選任しなければなりません。(消防法施行令別表第1に掲げる6項口、16項イ及び16の2項で6項口の用途部分が存するものに限る。)</p>	

● 消防計画に定めるべき事項(消防法施行規則第3条)

- ア 自衛消防の組織に関する事
- イ 火災予防上の自主検査に関する事
- ウ 消防用設備等の点検及び整備に関する事
- エ 避難施設の維持管理及び案内に関する事
- オ 防火上の構造の維持管理に関する事
- カ 収容人員の適正化に関する事
- キ 防火上必要な教育に関する事
- ク 消火、通報及び避難誘導の訓練に関する事
- ケ 火災等が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
- コ 防火管理についての消防機関との連絡に関する事
- サ 改築等工事中の火気の使用等に関する事
- シ 管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事
- ス その他防火管理に関し必要な事項

次ページ 防災管理制度へ

2. 防災管理制度

● 防災管理者

防災管理者とは、大規模・高層の建築物等（※¹ 防災管理対象物）において、地震その他の「※² 火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理に係る消防計画を作成し、防災管理上必要な業務（防災管理業務）を計画的に行う責任者をいいます。

消防法では、防災管理対象物の管理権原者は、有資格者の中から防災管理者を選任して、防災管理業務を行わせなければならないとされています。

防火管理と防災管理の消防法上の相違点は、「火災による被害の防止・軽減」と「地震等の火災以外の災害による被害の軽減」にあるといえます。

なお、防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては、「防火管理者が行うべき防火管理業務は、防災管理者が行うこと」とされています。

※¹ 防災管理対象物（防災管理者の選任が必要な防火対象物）

対象用途等	地階を除く階数	延べ面積
共同住宅、格納庫、倉庫等を除く、すべての用途の建築物等	11階以上	1万㎡以上
	5階以上10階以下	2万㎡以上
	4階以下	5万㎡以上
地下街	—	1千㎡以上

注：防災管理対象物に該当するかどうかは、消防署にお問い合わせください。

※² 火災以外の災害：地震のほか、毒性物質の発散等を原因とする災害をいいます。

● 防災管理者の資格

防災管理者の資格（防災管理者に選任されるための要件）は、次のとおりです。

- 1 防災管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあること
- 2 防災管理上必要な「知識・技能」を有していること（防災管理講習修了者、学識経験者等）
- 3 甲種防火管理者としての資格を有していること（甲種防火管理講習修了者、※学識経験者等）

※学識経験者等

次の方は、上記2の防災管理上必要な「知識・技能」を有すると認められています。（受講不要）

学識経験者等の資格証明等については、消防署にお問い合わせください。

ア 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった者

イ 労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者

- ウ 防災管理点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けているもの
- エ 危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- オ 鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された者
- カ 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
- キ 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
- ク 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防災管理の実務経験を有するもの
- ケ 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者

● 講習の種別

防災管理講習(甲種防火管理講習と併せて行う講習を含む)には、次の4種類があります。

②及び③の講習は開催しないことがあります。

講習種別	概要
①防災管理新規講習	甲種防火管理講習修了資格を有する方が、防災管理に係る講習修了資格を追加して取得するための講習です。
②防火・防災管理新規講習(併催)	甲種防火管理新規講習の修了資格と防災管理新規講習の修了資格を同時に取得するための講習で、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習の内容を併せて実施する講習です。
③防災管理再講習	防災管理者として選任されている方で、甲種防火管理再講習を同時に受ける必要のない方が受ける講習です。 ※防災管理講習修了資格者でない方(学識経験者等)は受講できません。
④防火・防災管理再講習	防災管理者として選任されている方が受ける講習で、甲種防火管理再講習と防災管理再講習の内容を併せて実施する講習です。 ※甲種防火管理講習と防災管理講習の両方の修了資格者でない方(学識経験者等)は受講できません。